

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。 (令和4年6月請求期から)

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで利用できるようになります。

※変更点	従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額
R4.4.1～	リハ目的以外 <small>(レスパイト、検査等)</small>	2～14日以内	2～14日以内	45日以内かつ 45万円以内 (変更無し)
	リハ目的	2～30日以内	2～30日以内	

※請求例	リハビリのための入院 ・20日間の入院費用 (室料差額・食事負担額) ・移送費	20日間 10万円 3万円		年間の上限日数45日のため 残日数は25日間 年間の上限金額は45万円のため 残金額は32万円
------	--	---------------------	--	--

◆必要書類◆

- ① 様式12号の2 (短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願)
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院計画書等 (※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。)

◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院計画書』等の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用 (変更なし) です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象 (変更なし) です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、NASVA各(主管)支所又は訪問支援の際にお問い合わせください。